

## 奈良大学における公的研究費の取扱いに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学（以下「本学」という。）における教員の競争的資金を中心とした公的研究費に関し、手続き等取扱いの適正な運営・管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において公的研究費とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 前項に掲げる公的研究費補助金以外の競争的資金等の交付を受ける場合においても、この規則を準用する。

3 この規則において、「経理規程」とは、「学校法人奈良大学経理規程」を、「旅費規程」とは、「学校法人奈良大学旅費規程」をいう。

4 この規則において、「研究代表者等」とは、本学の教員で研究代表者となる者、及び他の研究機関に所属する研究代表者から研究費補助金の配分を受けた研究分担者をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究代表者等は、交付決定を受けた公的研究費に係る研究の実施に当たっては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に公的研究費の運営・管理について研究機関全体を統括し、最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充て、職名を公開するものとする。

(統括管理責任者)

第5条 本学に最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、研究機関全体を統括する実質的責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者は、大学事務局長をもって充て、職名を公開するものとする。

(適正な運営・管理及び基盤となる環境の整備)

第6条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用の誘発要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

2 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続に関するガイドラインを制定し、明確かつ統一的な運用を図るものとする。

(職務権限の明確化)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、関係者に周知するものとする。

2 事務処理については、責任の所在を明確にし、職務権限に応じた決裁手続きを行うものとする。

(公的研究費の執行)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費の執行に当たって、公的資金によるものであり、研究機関が管理する必要性を教職員個々に周知徹底し、遺漏がないよう対応するものとする。

(経理事務の準拠)

第9条 公的研究費に係る契約事務、旅費事務等の経理に関する取扱いは、当該公的研究費を管轄する官庁の定める取扱い規定等、並びに経理規程、旅費規程及びこれらに基づく定めによるものとする。

(不正防止計画の策定及び実施)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費を適正に管理し、不正の発生を防止するための計画（以下「不正防止計画」という。）を策定し、実施しなければならない。

2 前項の不正防止計画の推進を担当する部署を事務局に置く。

3 前項の不正防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 公的研究費の適正な執行管理に関する事項

(2) 監査体制に関する事項

(3) 相談窓口等に関する事項

(4) その他不正防止に必要な事項

4 不正な取引に関与した業者に対する処分については、別途定める。

(相談窓口の設置)

第11条 本学における公的研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、事務局に相談窓口を置く。

(通報窓口の設置)

第12条 公的研究費の使用、管理等に係る不正に関する通報窓口を事務局に置く。窓口は通報を直接受付後、速やかに最高管理責任者に連絡をしなければならない。

(検収窓口の設置)

第13条 本学における物品の発注及び納入の適正を確保するため、事務局に検収窓口を置く。

(検収業務)

第14条 検収担当者は、納品伝票（納品書）と現物とを照合の上、納品伝票（納品書）に所定の検収印を押印するものとする。

(監査の実施)

第15条 公的研究費の適正な執行を確保するため、学校法人奈良大学の職員により内部監査を実施する。

2 内部監査の結果について、文書をもって最高管理責任者に報告するものとする。

(運営・管理の見直し)

第16条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じて統括管理責任者等に運営・管理の改善を指示するものとする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、公的研究費の取扱い等に関し、必要な事項は別に定める。

(規則の改廃)

第18条 この規則の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。